

ネット&ライン Net & Line

2025 Autumn

No. **190**

特集

健康管理システムの概要

新！福祉システム（障害者福祉）の機能追加の概要



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

ホームページアドレス <https://www.gaic.or.jp/>

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
TEL(0584)47-6607(代) FAX(0584)47-6583



▲ホームページ



IS 80162/ISO 27001



IS 80162/JIS Q 27001

認証登録範囲 地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内 (年末年始を除く8:30~17:15)

電話番号：(0584) 47-6586



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

令和7年度市町村職員研修開催の御案内

センターでは、市町村職員の情報活用能力の向上を目的とした各種研修を開催します。
令和7年度の研修は、下表の日程での開催を予定しております。

研 修 名			定員	日 数	回 数	開 催 日	開 催 場 所
管理者研修			100人	半日	1回	5月23日 (実施済)	センター本局 (大垣市)
一 般 研 修	集合研修 (共催)	ITパスポート(基礎)	20人	1日	1回	11月18日	OKB ふれあい会館 (岐阜市)
		Word中級	各 20人	1日	2回	11月19日 20日	
		Excel中級	各 20人	1日	5回	11月21日 25日 26日 27日 28日	
		PowerPoint初級	20人	1日	1回	12月1日	
		Access初級	20人	2日	1回	12月2～3日	
	集合研修 (単独)	ITパスポート(ステップアップ)	10人	1日	1回	8月22日 (実施済)	センター本局 (大垣市)
		情報セキュリティ	各 10人	3時間 (半日)	2回	9月9日(午前・午後) (実施済)	
		ネットワーク基礎	10人	1日	1回	9月10日 (実施済)	
		Excel使い方改革 知らないと損する仕事術	各 10人	1日	3回	9月11日 (実施済)	センター本局 (大垣市)
						9月18日 (実施済)	センター飛騨事務所 (高山市)
						9月25日 (実施済)	センター東濃事務所 (多治見市)
	PowerPoint活用と プレゼンテクニック講座	10人	1日	1回	9月12日 (実施済)	センター本局 (大垣市)	
	現地研修	情報セキュリティ	各 10人	3時間	－	随 時 (10月～2月)	各市町村
		Word中級					
		Excel中級					
		PowerPoint初級					

注1 集合研修(共催)は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会と共催で実施します。
注2 現地研修については、講師を市町村へ派遣して研修を実施するものです。
なお、Word中級、Excel中級及びPowerPoint初級については、時間外での開催も可能です。

お申込み
お問い合わせ先

ソリューション推進部 基盤整備課 教育研修担当
TEL (0584)47-6609 FAX (0584)47-6585 E-mail: slkensyu@gaic.or.jp

CONTENTS

■ 特 集	
健康管理システムの概要	2
アウトソーシング事業部情報振興課	
新！福祉システム(障害者福祉)の機能追加の概要	6
アウトソーシング事業部情報振興課	
■ セキュリティ対策シリーズ	8
日常に潜む危険度チェック ～セキュアポイント50～	
■ Netスコープ	10
マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載！	
■ センターニュース	12
■ 新規システム導入状況	12



県内の
名所・旧跡・風物
紹介シリーズ
～美濃焼の根付くまち～
土岐市

土岐市は、陶磁器生産量日本一を誇る焼き物の産地です。この地方の焼き物は「美濃焼」と呼ばれ、1400年以上の歴史があります。市内には歴史や文化を感じる名所が多く点在しており、特に「織部の里公園」は美濃焼の歴史に触れられるスポットとして人気です。また、国指定史跡「元屋敷陶器窯跡」は、室町時代から江戸時代にかけて稼働していた連房式登り窯の遺構が残されており、当時の技術や文化を現代に伝えています。



MINI TOKI(メイン会場)

10月25日(土)と26日(日)の2日間にわたり開催される「うつわさがし」は、美濃焼の文化と地域の振興を肌で感じることができる特別なイベントです。市内4地域の特色あるお祭りが同日開催されることで、市全体が大いに盛り上がります。市内のイベント会場をつなぐ周遊バスが運行されるほか、各窯元などの訪問を記念として記録できる「裏印帳」が販売され、裏印を集めにまちを巡ることも楽しみの一つです。

土岐市は、美濃焼の豊かな伝統と魅力を感じることができるまち。「うつわさがし」にぜひ足を運び、美濃焼の歴史と文化に触れてみてはいかがでしょうか。



下石どえらあええ陶器祭り

健康管理システムの概要

アウトソーシング事業部情報振興課

1 はじめに

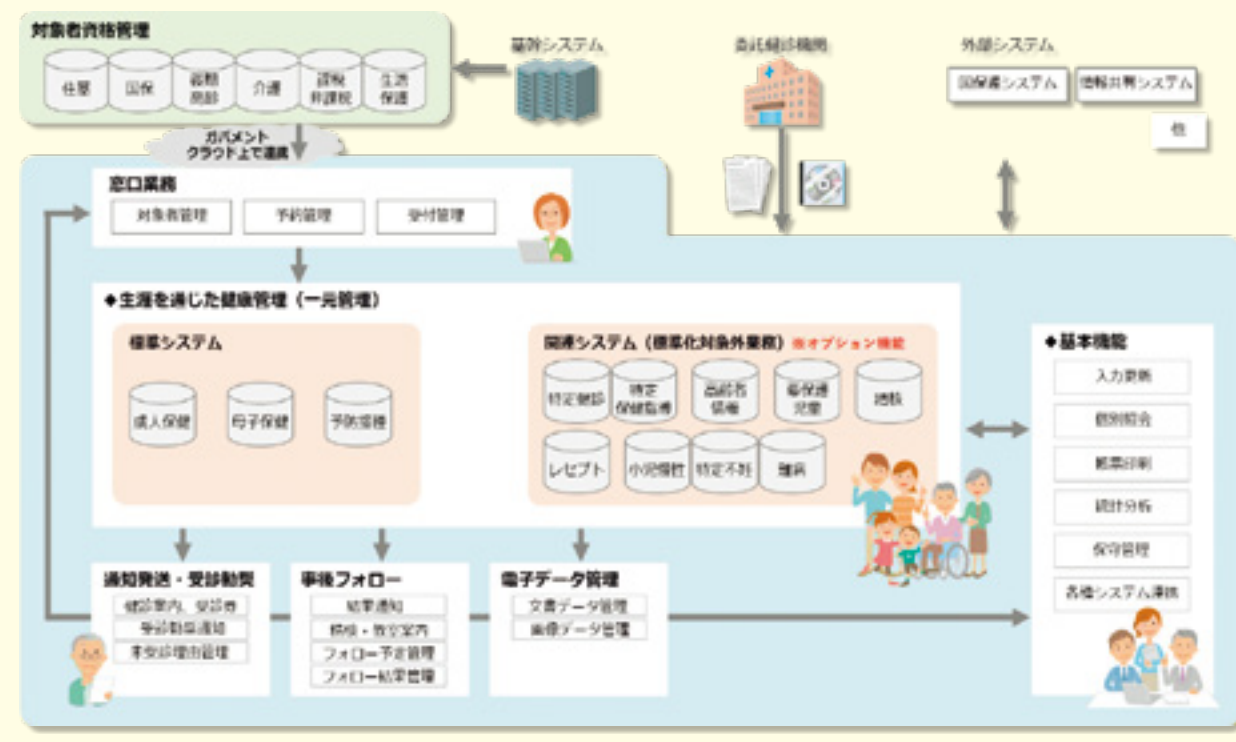
健康管理システムは、出生～成人～老人に至る生涯の健康情報を記録し、地域保健活動を効果的に推進するためのシステムです。

センター健康管理システムは、標準仕様書で示されている実装必須機能のみならず標準オプション機能をすべて備えており、連携要件・データ要件・共通機能への連携機能を搭載しております。また、今後発生する標準仕様書の改版についても、適合基準日に合わせ、順次対応をしていく予定です。

健康管理システムの特長

- ① 現場で利用され続けてきたシステム**
現場の声を基にバージョンアップを重ねてきた、進化し続けるシステムです。
- ② 見やすく使いやすい画面構成で、個人や世帯の健康情報を照会**
業務の縦割りを解消し、個人ごとに基本情報・健康情報を集約します。それぞれの担当部署、職務の視点から、個人だけではなく、世帯・地域での情報も横断的に照会できます。
- ③ 充実したEUC機能で、汎用的な対象者抽出や帳票作成を実現**
住基情報、地区情報、健診結果等、システムで管理している項目を自由に組み合わせて、対象者の抽出・名簿・タックシール等の作成が可能です。事業の対象者名簿及び個別案内の作成に利用することで、効率的な事業運営にお役立ていただけます。

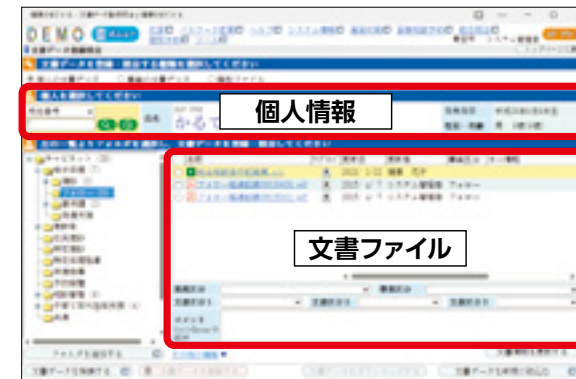
健康管理システムの構成範囲



2 特長的な機能の紹介

(1) 文書キャビネット

紙台帳、電子ファイルで管理している経過記録など散在する文書ファイルを個人に紐付けて一元管理することができます。経過記録が特に重要となる母子保健、要保護児童、高齢者の相談事業に有効活用できます。



(2) 親子ポータル

こども・家庭に関する情報を、一画面に集約し、母子保健業務での利用に特化した包括画面です。詳細照会画面・児童相談情報等の入力画面へもスムーズに遷移できます。



(3) ジェノグラム(家族の構成を視覚化した図)

対象者を中心とした、家族関係の相関図を作成・記録する機能です。作成したジェノグラムを、保存して印刷し、会議などで関係者に共有する資料として利用できます。



3 システム機能の詳細

(1) 住民異動・各種資格異動

住民異動情報だけでなく特定健診・特定保健指導制度に対応するための資格情報を取得・管理します。住基、国保、後期高齢者、介護、課税・非課税、生活保護情報は手入力により更新することができます。

(2) データ入力・更新

医療機関から返却される健診結果について、紙の場合は、個別入力画面、電子データの場合は、一括取込みが利用できます。また、誕生月やあらかじめシステム上に登録した対象者を呼び出し、表計算ソフトに似た形式の一覧入力ができます。業務量に応じて各種入力パターンを選択することで入力事務工数を大幅に削減できます。

(3) 照会

住民一人ひとりの生涯を通じた健康情報を一目で確認できます。個別照会では、対象者の健康情報の全体像を把握でき、詳細照会では、全業務のデータを経年的に表示できます。

(個別照会画面)



(詳細照会画面)



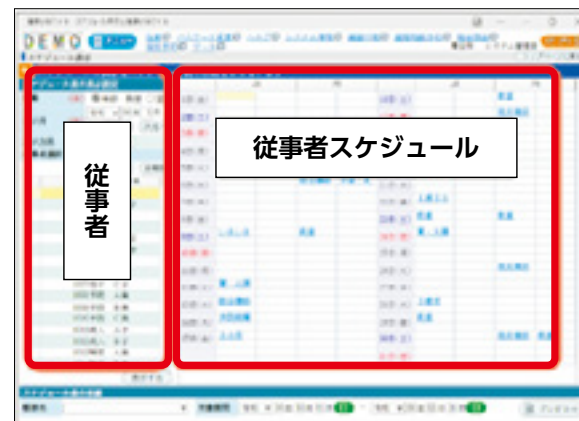
(4)事業管理・予約管理

事業管理については、各事業の事業実施日・時間・会場・定員の管理はもとより、事業内容を細かく設定することができます。さらに従事者のスケジュールを事業ごとに半月、1か月単位で表示し、画面上から従事者の週間、月間スケジュールを印刷することができます。

申込者の予約管理については、「個別予約入力」と「一括予約入力」の2つの入力方法が選択できます。「個別予約入力」では、任意の個人を指定後、事業一覧から対象事業を選択して登録することができます。「一括予約入力」では、任意の事業を指定後、複数人の対象者を一括で登録することができ、同一画面にて同じ教室・健診を受講・受診する対象者を把握することができます。各入力画面で登録する際には、年齢・性別でのチェックが自動で行われます。

また、オプション機能となりますが、Webサイトから予約を受け付ける「Web予約システム」を導入いただくことで、24時間365日どこからでも予約が可能となり、住民の負担軽減及び市町村事務の軽減と効率化が図れると考えています。

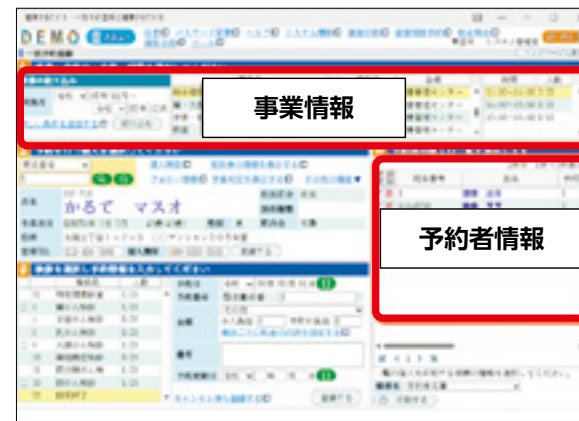
(従事者のスケジュール表示)



(個別予約入力画面)



(一括予約入力画面)



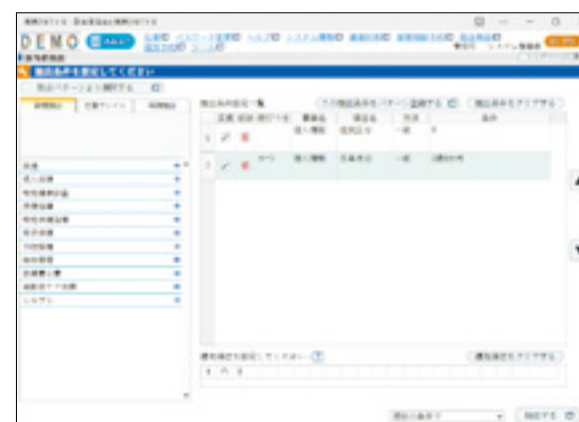
(5)データ抽出

管理するすべての項目と対象者から抽出でき、選択項目に「かつ」・「または」・「のぞく」など様々な条件を組み合わせることで、よりの確に対象者をピックアップすることができます。

また、抽出したデータをExcel及びCSVの形式で出力すると様々な場面で活用することができます。

なお、抽出した対象者、抽出条件を登録することで、次回以降のデータ抽出に利用することができ、前回の抽出対象者からも効率よく抽出することができます。

(該当者抽出画面)



(画面表示(CSV出力))



(6)統計分析・集計印刷

成人保健・母子保健・予防接種等業務を問わず、管理しているすべての項目・対象者を条件にデータを抽出することができます。

統計分析で抽出した各集団の詳細情報の把握、数値的な傾向の把握、集計表の作成等様々な機能を用いて各事業評価に役立てることができます。

(集計結果確認画面)

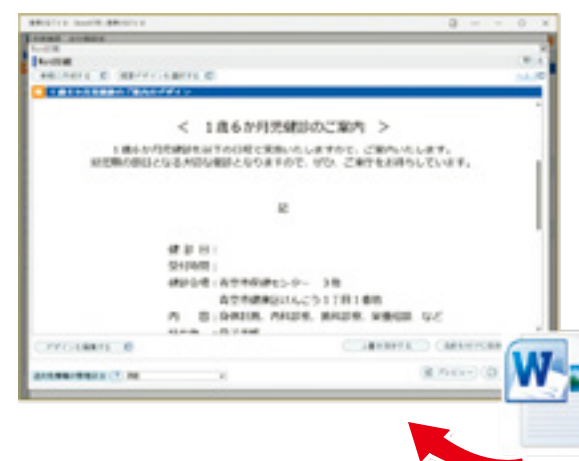


(7)帳票印刷

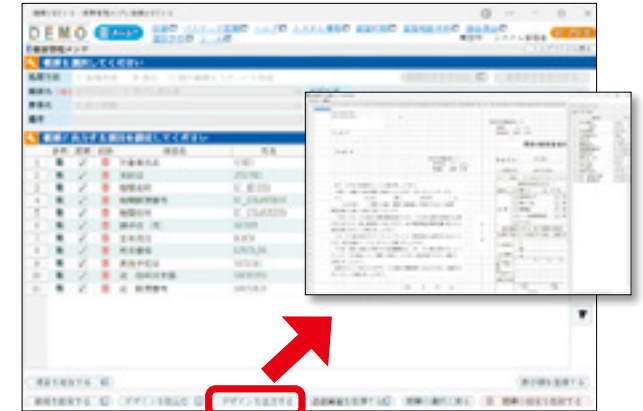
住基情報・健診情報を基に、レイアウトを指定して帳票を印刷することができます。

また、Word、Excelを雛形として、帳票作成する機能を備えていますので、帳票レイアウトの変更が発生した場合もデザイン変更ができます。Word、Excelを活用することでグラフ、関数、図形、クリップアートなどの機能を用いた視覚的な帳票を作成することができます。

(Word帳票設定画面)



(Excel帳票設定画面)



(8)保守・メンテナンス

セキュリティ設定や項目管理設定、メニュー設定を行います。誰が？いつ？何を？など、アクセスログの集計やアクセス権限を設定することができます。個人情報保護のため、セキュリティを強化したシステム構築をしています。

(セキュリティ・メニュー設定画面)



4 おわりに

センター健康管理システムは、現場の声を基にバージョンアップを重ねてきました。今後も現場の声を基に進化し続けるシステムです。システム提供のみならず、健康管理業務に携わっていく中で得たノウハウ等を活かして、住民サービスの向上と効率的な事業運営にお役立ていただくことを目指しています。

現在、センター健康管理システムを御利用の市町村におかれましては、オプション機能の追加導入を、他ベンダー健康管理システムを御利用の市町村におかれましては、センター健康管理システムの新規導入を御検討いただければ幸いです。

新！福祉システム(障害者福祉)の機能追加の概要

アウトソーシング事業部情報振興課

1 はじめに

当センターでは、福祉システムを提供してきております。現在、国が推進する自治体情報システム標準化・共通化(以下「システム標準化」という。)では、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行が求められています。この移行に伴い、当センターでは「福祉システム」に対して「障害者福祉システム」に機能追加し、業務範囲の拡大を予定しております。

本稿では、システム標準化に伴い機能追加となる「障害福祉サービス等」について紹介します。

2 障害者福祉システム

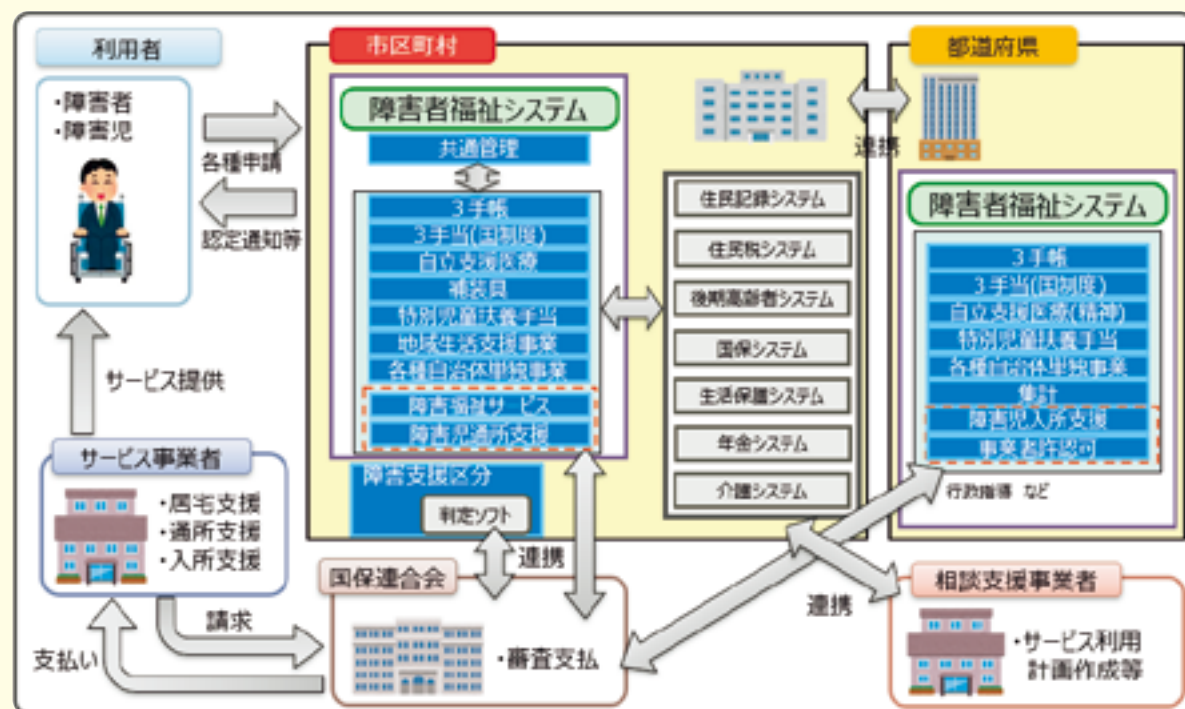
「障害者福祉システム」は、関連するシステム全体のイメージ(図表1)のとおり、市町村が都道府県や国保連合会等と連携し運用を行っています。

令和3年8月に障害者福祉システム標準仕様書【第1.0版】が公表され、その後も改版が続き、現在は【第4.1版】に改版されており、その標準仕様書は、手帳や手当等の標準化対象範囲の業務と、市町村が行う地域生活支援事業の一つである日常

生活用具や重心医療費助成等の標準化対象範囲外の業務に分かれています。

また、障害者福祉システムのうち、「標準化対象範囲業務」の「障害福祉サービス等」については、当センターが現在提供していない業務となるため、システム標準化後も提供範囲外のシステムとして案内していますが、システム標準化を契機に、提供範囲外としている「障害福祉サービス等」を新たに構築し、提供することにしました。

図表1 「障害者福祉システム」と関連するシステムの全体イメージ



出典：「障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】内閣府(令和5年3月31日)」

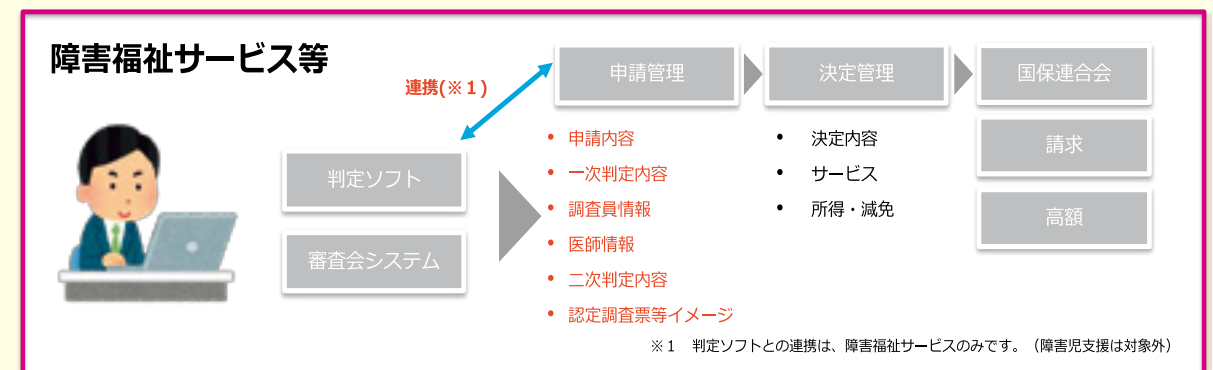
3 障害福祉サービス等の全体像

「障害福祉サービス等」は、市町村における届出者等の申請情報の登録(管理)や、その情報を「判定ソフト」と連携することで、「判定ソフト」で管理している項目内容を確認することができます。

また、申請情報の内容の一部を引き継いで、決定情報(決定内容、所得内容、サービス内容、

負担上限・減免内容、受給者証予備欄内容等)の入力(管理)や、国保連合会との連携、請求情報のエラーチェック及び管理、市町村で管理されている既存高額障害福祉サービス等給付費(以下「既存高額」という。)や国保連合会に委託された高額計算情報等の管理が可能となります。

図表2 「障害福祉サービス等」の流れ



※1 判定ソフトとの連携は、障害福祉サービスのみです。(障害児支援は対象外)

4 障害福祉サービス等の特長

「障害福祉サービス等」の特長として、次の6つが挙げられます。

① シームレスな情報連携

標準化対象の住民記録や税情報に加え、障害者福祉システムの他の業務(各種手帳等)情報とのスムーズなデータ連携(参照含む)が可能です。

② 「更新対象者」への勧奨通知の作成

受給者証等の印刷以外に、処理条件で指定された有効期限の範囲に含まれる対象者に「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」等の各種申請書、「支給期間更新のお知らせ」等の各種お知らせなど、各種帳票の作成が可能です。

③ 「年齢到達者」への通知書の作成

年齢到達者への「介護保険要介護(要支援)認定申請のお知らせ」、「障害福祉サービス申請手続きのお知らせ(18歳到達)」等の通知書の作成が可能です。

④ 「国保連合会」との連携データの作成・取込

国保連合会へ送付する受給者情報・モニタリング情報の作成や、送付後の更新結果を取り込むことで、国保連合会に取り込まれているかを、台帳照会画面で確認することが可能です。

⑤ 請求情報の管理・データの抽出

国保連合会から取得した請求情報の取込・エラーチェック・照会を行うことができ、EUCでの抽出及び画面検索の結果をCSV形式で出力することで、Excel等で確認することも可能です。

⑥ 高額情報の管理・帳票の作成

市町村で管理されている既存高額や国保連合会に委託された高額計算情報等を管理することができ、「決定通知」、「給付費のお知らせ」、「申請書」及び「委任状」の帳票の作成も可能です。

また、新高額障害福祉サービス等給付費についても既存高額と同様に市町村で登録・編集が可能です。

5 おわりに

今回、新たに機能追加となる「障害福祉サービス等」については、できる限り早く御提供できるよう構築を進めます。今後、住民サービス及び市町村業務事務効率化に向け「障害福祉サービス等」の追加導入を御検討いただければ幸いです。

セキュリティ対策シリーズ

日常に潜む危険度チェック ～セキュアポイント50～

個人情報保護に求められるセキュリティ対策

昨今のクラウドサービス導入や生成AIの活用が拡大する状況においては、セキュリティ対策の不備による個人情報の漏えいが懸念されます。個人情報保護のためには、どのようなセキュリティ対策が必要か考えます。



1 個人情報保護法に関する動向

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)については、3年ごとに見直すこととされており(この見直しは「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し」と呼ばれます)、令和7年はこの見直しによる改正が行われる予定です(施行日は未定)。現在検討されている主な改正内容は、次のとおりです。

- 生体データの取り扱いに関する規律強化
- 生成AI等における本人同意不要のデータ利活用
- こどもの個人情報保護の強化
- オプトアウト規制の強化
- 課徴金制度の導入

また、この3年ごとの見直しとは別に、令和6年4月には、ウェブスキミングの増加など、緊急性の高い課題への対応を目的とした改正法が施行されています。この改正の主な内容は、次のとおりです。

- 漏えい等報告義務の対象拡大
- 安全管理措置の対象拡大

これらの改正を受け、次項で説明するガイドライン等が改訂されることから、セキュリティ対策の実施に当たっては、ガイドライン等の改訂内容を把握することが重要になります。

2 地方公共団体におけるセキュリティ対策

地方公共団体における個人情報保護に関しては、参照すべき主なガイドラインとして、次の2つが挙げられます。いずれも定期的に改訂されており、改訂内容は、個人情報保護法の改正や昨今のセキュリティ脅威の動向等を踏まえたものとなっています。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、総務省が制定するガイドラインです。本ガイドラインは、令和7年3月に、昨今のサイバー攻撃事例等を踏まえた対策の強化に関する改訂が行われています。主な改訂内容は次のとおりです。

- マイナンバー利用事務系に係る画面転送の方式について
- 無線LAN利用の要件について
- 機器等の調達について
- インシデントの対応について

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)

行政機関等が特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を適正に取り扱うために、遵守すべき事項を定め、個人情報保護委員会が制定するガイドラインです。本ガイドラインには、「特定個人情報に関する安全管理措置」として、実施するセキュリティ対策の検討手順や具体的なセキュリティ対策例が示されており、実務の現場において有用な内容となっています。

本ガイドラインは、令和6年5月の個人情報保護法の改正等を受けた改訂が行われています。主な改訂内容は次のとおりです。

- 漏えい等報告・通知義務の強化
- 安全管理措置の対象拡大と具体化
- 取得から廃棄までのプロセスの明確化
- 委託先管理の強化

本ガイドラインについては、スマートフォンでマイナンバーカード機能を利用できる制度の開始に伴う改訂(令和7年4月)や拘禁刑の制度開始に伴う改訂(令和7年6月)が行われています。

このほか、個人情報保護委員会が制定する「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等編)」にも、セキュリティ対策に関する内容が含まれています。

地方公共団体における個人情報保護の対応は、これらのガイドラインを参考に、情報セキュリティポリシーを策定し、セキュリティ対策を実施することが求められています。

3 個人情報保護のための対策の要点

個人情報保護法第66条において、次のとおり個人情報保護のための対策が求められています。

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

「必要かつ適切な措置」の例として、過去の個人情報の漏えい事案の報告において不備が指摘され、強化が必要とされたセキュリティ対策を紹介します。

組織体制の整備(組織的安全管理措置)

- データの取り扱い及び保管で使用する場所並びにネットワークに関するルールを明文化する。
- 脆弱性への対応方針をルール化する。
- パスワードポリシー(桁数や文字種の制限)を策定する。

取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し(組織的安全管理措置)

- 定期的な監査や点検を行い、「組織体制の整備」で定めたルールが遵守されていることを確認する。

従業員の教育(人的安全管理措置)

- 「組織体制の整備」で定めたルールを周知徹底し、従業員が適正に個人情報を取り扱えるよう、情報セキュリティに関する教育・研修を行う。

外部からの不正アクセス等の防止(技術的安全管理措置)

- VPN機器のアップデートにより、機器の脆弱性に対応する。
- 機器等のログの保存期間、出力項目、保存場所などを適切に設定する。
- パスワードは、推測が困難なものを設定し、異なるシステムや管理者権限で使い回さない。
- 多要素認証を導入する。



4 今後の対応に備えるために

今後のDXの実現に向けた対応においては、適切なセキュリティ対策の実施が必須となります。

今回紹介したガイドラインの動向を注視し、必要とされるセキュリティ対策を知ること、適切なセキュリティ対策の実施につなげることが可能となります。

また、他組織で発生した情報漏えい等のセキュリティ事案の情報を収集・分析し、自組織におけるセキュリティ対策の強化・見直しに活用することも重要です。



Netスコープ マイナンバーカード機能の スマートフォンへの搭載！

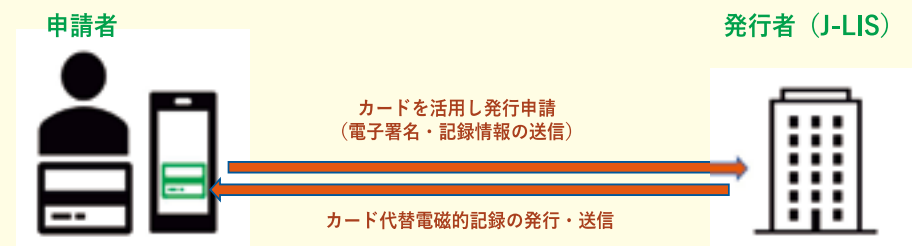
マイナンバー法の改正(改正マイナンバー法)を含む「デジタル社会形成基本法等の一部改正法」が2024年5月31日に成立し、マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方が希望すれば、マイナンバーカードが保有している基本4情報等(氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真)の証明機能をスマートフォンに搭載できるようになりました。

Androidスマートフォンを対象に、2023年5月より先行してサービス提供を開始した「Androidスマホ用電子証明書搭載サービス」機能に加え、上記の証明機能が搭載され2025年6月に提供が開始されたiPhoneのマイナンバーカードと2025年8月に提供開始となったiPhoneのマイナンバーカードによる対面での本人確認ができる機能について紹介します。

図表1 マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載について

■ 申請・搭載時

はじめは、マイナンバーカードをかざして、スマートフォンにマイナンバーカード機能をダウンロード



■ 利用

マイナンバーカード機能を使うときはカードをかざすことなくスマートフォンだけで官民の手続きが完了(マイナンバー法上の本人確認等が可能)



iPhoneのマイナンバーカードとは

iPhoneのAppleウォレットに入れて利用できるマイナンバーカードです。

これまでのように実物のマイナンバーカードを取り出したり、かざしたりすることなく、iPhoneで、簡単、安全かつ便利に、顔や指紋での認証(FaceIDやTouchID)で各種サービスを利用できるようになりました。

iPhoneのマイナンバーカードの利用シーン

(1)マイナポータルへログイン

薬や医療費、年金の情報確認、引越しの手続き(転出届の提出・来庁予定の予約)等

(2)コンビニ交付サービスの利用

住民票の写しや印鑑登録証明書の各種証明書の取得サービス

(3)健康保険証として利用

マイナ保険証として2025年9月19日から、全国の医療機関、薬局等で順次利用可能

図表2 マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載について

マイナンバーカードでできること(これらが順次、スマートフォンだけできるように ※予定含む)



iPhoneのマイナンバーカードの「マイナンバーカード対面確認アプリ」への対応

2024年8月20日に、事業者や地方自治体向けのアプリとして、実物のマイナンバーカードで顧客や住民などの本人情報の確認を確実にするための「マイナンバーカード対面確認アプリ」(iOS/Android)が提供されています。iOS版では、iPhoneのマイナンバーカードによる対面での本人確認ができる機能が2025年8月5日に提供が開始されました。

これにより、アプリをダウンロードしたiPhoneと顧客や住民が提示するiPhoneを近づけるだけで、顧客や住民の承諾のもと、本人情報を読み取り確認することができます。

●「マイナンバーカード対面確認アプリ」の利用シーン

- ア 地方自治体窓口での本人確認時
- イ 金融機関での取引のための本人確認時
- ウ 携帯電話の契約のための本人確認時
- エ 不動産の契約のための本人確認時
- オ 中古品の買取のための本人確認時
- カ 飲食店での20歳以上の確認時
- キ チケット販売のための本人確認時
- ク その他、マイナンバーカードの対面での本人確認が必要なとき

●主な機能

- ア マイナンバーカードに格納された情報の読み取り・表示機能
- イ 履歴機能

●確認できる情報

- | | |
|-----------|-------------|
| ア 顔写真(白黒) | カ 有効期限 |
| イ 氏名 | キ セキュリティコード |
| ウ 住所 | |
| エ 生年月日 | |
| オ 性別 | |

おわりに

Androidでは先行して提供されていたマイナンバーカード機能が、iPhoneにも対応されたことで、実物のマイナンバーカードを持ち歩くことなく、オンライン手続きに利用したり、本人確認に活用したり、生活のあらゆる場面で利用者が広がることが予想されます。また、地方自治体にとっても業務の効率化につながることを期待されています。

出典：デジタル庁HP「スマートフォンのマイナンバーカード」等を参考に作成